

様式第 1 号(第 5 条関係)

会議概要

会議の名称	令和 5 年度第 4 回久喜市国民健康保険運営協議会会議
開催年月日	令和 6 年 1 月 1 9 日 金曜日
開始・終了時刻	午後 1 時 1 5 分から午後 3 時 1 5 分まで
開催場所	久喜市役所 大会議室
議長氏名	宮澤幸一
出席委員(者)氏名	板橋文夫、大久保礼子、塚野由美子、平井勝、 吉野輝雄、後藤英伸、足立節子、遠藤厚子、小林雄二、 島田智恵子、宮澤幸一、片桐雅也、鈴木道広
欠席委員(者)氏名	青山淳子、山中佳代、吉田信一、吉川祐子、中村香里
説明者の職氏名	榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 蓮実純夫 給付係長 内村 博 保険税係長 坪井洋子 国保管理係 担当主査
事務局職員職氏名	真坂八重子 健康スポーツ部長 岡田秀之 健康スポーツ部副部長 榎本正則 健康スポーツ部参事兼国民健康保険課長 大熊謙児 課長補佐兼国保管理係長 蓮実純夫 給付係長 内村 博 保険税係長 坪井洋子 国保管理係 担当主査 岩崎邦彦 収納課 主幹

<p>会議次第</p>	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ 部長あいさつ</p> <p>3 議題 継続審議</p> <p>(1) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（案）について</p> <p>(2) 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）について</p> <p>(3) 第2期久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期久喜市特定健康診査等実施計画（案）について</p> <p>4 その他</p> <p>5 特定健康診査受診キャンペーン抽選会</p> <p>6 閉会</p>
<p>配布資料</p>	<p>資料 1 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>資料 2 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（案）</p> <p>資料 3—1 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の概要</p> <p>資料 3—2 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の概要説明</p>

	<p>資料 3—3 令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の関連図</p> <p>資料 4 第 2 期久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期久喜市特定健康診査等実施計画（案）</p> <p>追加資料 1 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）についての意見（第 3 回国民健康保険運営協議会意見書）</p> <p>追加資料 2 附帯意見（案）</p> <p>追加資料 3 令和 6 年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額について</p>
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0 人

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

司会（榎本課長）

ただ今から、令和5年度第4回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。

委員18人中、欠席委員5人で現在の出席委員が13人でございます。

従いまして、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、委員の出席数が過半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開としておりますことを申し添えます。

2 あいさつ

司会（榎本課長）

それでは、はじめに宮澤会長よりごあいさつをお願いいたします。

宮澤会長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

ありがとうございました。続きまして、真坂部長よりごあいさつをお願いいたします。

真坂部長

（あいさつ）

司会（榎本課長）

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

（資料の確認）

司会（榎本課長）

よろしければ議事に入ります。

久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、議事進行を会長にお願いしたいと存じます。宮澤会長よろしくお願ひいたします。

3 議題

議長（宮澤会長）

それでは次第3の議題に入ります。円滑な議事進行について皆様方のご協力をお願い申し上げます。初めに議事録署名委員を指名させていただきます。今回は塚野委員、平井委員にお願いいたします。

【継続審議】（1）久喜市国民健康保険税条例の一部改正する条例（案）について

議長（宮澤会長）

前回の協議会にて諮問があり、継続審議となっております（1）「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（内村係長）

（追加資料1、2、3に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

(質問なし)

議長 (宮澤会長)

よろしいですか。

継続審議ということですので、それでは質問がなければ久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は以上といたしまして、採決に入りたいと思います。

本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 (宮澤会長)

ありがとうございました。

全員賛成でありますので久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案の通り決定いたしました。

ただいまから、答申書案を作成いたしますので、答申は準備が出来次第、行いたいと思います。

【協議事項】 (1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) (案) について

議長 (宮澤会長)

続きまして協議事項に入ります。

協議事項 (1) 令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) (案) についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 (大熊課長補佐兼係長)

(資料1、2に基づき、説明)

議長 (宮澤会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

板橋委員

歳出予算の6の保健事業費のところ、ただ今の説明で参加者が減のために、全体的に減になったというお話ですが、4つの事業とも減になった最大の理由は何でしょうか。

事務局（大熊課長補佐兼係長）

保健事業費の減額につきましてご質問をいただきました。

特定健康診査及び特定保健指導につきましては、国の目標値が非常に高く、実際の市の実施率と乖離が発生しております。市が予算を組むにあたって、国の目標値に近づけるために、実施率の向上を目指しますので、通常より高い目標値を設定することになるため、どうしても減額補正が必要となってしまう状況になっております。

また、特定健康診査の1件当たりの単価は約1万1千円から1万2千円の費用額で、約1万人の受診者数を見込みますので、どうしても予算規模が大きくなってしまいまして、年度途中で予算不足が発生してしまいまして補正や流用等で対応ができないことから、当初予算においてある程度の予算を確保しておく必要があるため、このタイミングでの減額補正となっております。

また、保養施設利用者助成事業及び人間ドック事業につきましては、コロナ禍前の実績も参考にしながら、過去数年間の平均値で当初予算額を見込んでいるのですが、コロナ禍において大分参加者が落ち込んでしまっておりまして、今年度においてもコロナ禍前の水準に戻っていないため、減額補正が必要となっております。

議長（宮澤会長）

ただいま事務局から説明ありましたが、板橋委員さん、今の説明でよろしいですか。

板橋委員

はい。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問等ございますか。

足立委員

今の保健事業の関係ですが、コロナ禍で、大分利用者が少なくなったというお話がありました。が、保養施設助成事業の利用は団体さんが多いのかなと思うし、また、段々と高齢化になってきて、利用される方も少なくなってきているのではないかと思います。

保養施設助成事業については、果たして本当に必要な事業として残しておかなければいけないものなのか伺います。

事務局（大熊課長補佐兼係長）

保養施設に関してのご質問ですが、コロナ禍前は毎年1,000件を超える利用があったところですが、コロナ禍で大分利用者が減少してしましまして、令和3年度は200件台まで利用者数が減少しております。

しかしながら、今年度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に下がり、秋頃から利用件数も増加してきておりまして、最終的には400件に近い利用件数まで回復するのではないかと予想しております。

保養施設を利用される方の多くは高齢者の方になっておりますが、この事業は高齢者の楽しみの一つとして定着しておりますし、心身ともに疲れを癒していただくことによって健康の保持増進に寄与するものと考えております。本事業の主な財源は国民健康保険税となりますので、事業の効果を見ながら、慎重に判断していかなければならないと思うのですが、現在のところ、市としては継続の方向で考えております。

議長（宮澤会長）

他にご質問等ございますか。

ご質問がなければ、令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（案）についての質疑は以上といたします。

ここで採決に入りたいと思います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 (宮澤会長)

全員賛成でありますので、令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(案)については、原案の通り決定いたしました。

【協議事項】(2) 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算(案)について

議長 (宮澤会長)

次に協議事項(2) 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (大熊課長補佐兼係長)

(資料3-1、3-2、3-3に基づき、説明)

議長 (宮澤会長)

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

鈴木委員

科目設定という言葉が出てきて、千円を置いておくという説明がありました。私が仕事をしている被用者保険では、予算というのは、収入は予算を上回ることができるが、支出は予算を上回ることができないという考え方があります。

ですから、歳入で千円を置いておくのはよいと思いますが、歳出で千円を置いておくというのは、どのような考え方なのでしょうか。

事務局 (大熊課長補佐兼係長)

市の会計予算の考え方になりますが、予算額が0円になりますと、その予算科目は廃止

となり、すぐに支出ができなくなってしまうことから、年度途中で支出が発生するか、しないか予測がつかない予算につきましては、当初より予算科目を設定し、千円を置かせていただくことで、年度途中で支出が発生した場合は、必要な金額を他の予算から流用してお支払いをさせていただくといった形をとらせていただいております。

また、支出が発生するか、しないか予測がつかない予算につきましては、見込みで予算額を計上してしまいますと、予算規模が大きくなってしまうため、最小限の予算を組むという観点からも、こうした科目設定の方法をとらせていただいております。

鈴木委員

わかりました。それから、例えば、令和6年度の傷病手当金の予算として、千円を置いていますが、国民健康保険の傷病手当金というのは、新型コロナウイルス感染症の拡大によって始まった制度になりますよね。令和6年度の予算額は、71万6千円でしたが、令和6年度もこの国民健康保険の傷病手当金は続いていくのでしょうか。

事務局（蓮実係長）

国民健康保険の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染した疑いで労務に服することができない場合に支給するものとして、令和2年に新たに創設された制度になります。

この国民健康保険の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更になったことから、適用期間が令和5年5月7日までとなりましたが、支給に関しましては2年間の時効までの期間がありますので、令和7年の5月までは支給の可能性があるとということで、今回、千円を設定させていただいている状況でございます。

鈴木委員

わかりました。最後に、退職者医療制度が廃止されたとの説明がありましたが、科目が廃止されたのは、久喜市で退職者医療制度の該当者がいなくなったということで、日本国内では、まだいらっしゃるということですよ。

わかりました。以上です。

議長（宮澤会長）

他にご質問等ございますか。

小林副会長

歳出の2款保険給付費が約11億9,000万円の増額と随分大幅に増えたと思うのですが、増額は何が原因なのでしょうか。

事務局（蓮実係長）

令和6年度当初予算の保険給付費が対前年度比で約12億円の増額となっておりますが、こちらは、例年、当初予算の積算時には、納付金の仮算定と合わせて埼玉県から示される各市町村の保険給付費の見込額を当初予算として計上させていただいております。

しかしながら、実際に支給をしてみますと、年度途中で予算が不足してしまう状況でございます。今年度も補正予算において、かなりの額を増額させていただいたため、積算の方法を見直しまして、多額の補正予算はなるべくしなくて済むような予算額を当初予算から組みわせていただいております。

具体的には、資料4ページの令和6年度予算の2款の保険給付費において約118億6,000万円を計上させていただいておりますが、資料2ページの令和5年度補正予算第5号の2款保険給付費において、補正後の予算額が約118億5,600万円となっておりますので、令和6年度の保険給付費の予算額は令和5年度の最終の補正後の予算額と比較的近い金額で積算させていただいております。

小林副会長

わかりました。

仮算定時の保険給付費はそんなに低く見積もられているのですか。

事務局（蓮実係長）

保険給付費の療養給付費につきましては、1月当たりの支給額がかなり大きく、約8億円から

約9億円程度の規模になります。

仮に、最終月で予算が不足してしまいますと、予備費などを使っても補填できないといった状況になりますし、急遽、補正予算を組むにしても、予算が配当されるまで、かなりの時間がかかってしまうことから、遅延せずに速やかに支給ができるように予算を組ませていただいております。

小林副会長

支払いに支障が出ないようにする手段として有効だということがわかりました。ありがとうございました。

議長（宮澤会長）

他によろしいですか。

それでは質問がなければ、令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算案についての質疑は以上といたします。

ここで採決に入りたいと思います。

本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長（宮澤会長）

全員賛成でありますので、令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算案については、原案の通り決定いたしました。

【継続審議】（1）久喜市国民健康保険税条例の一部改正する条例（案）について

ここで一旦中断させていただきまして、答申書案が作成できたようでございますので、委員の皆様へ配布をお願いいたします。

（答申書案を配布）

議長（宮澤会長）

それでは、お手元に先程の諮問事項「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の答申書案をご用意できましたので、読み上げさせていただきます。

（答申書案を朗読）

議長（宮澤会長）

以上が答申書案の内容でございますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（宮澤会長）

それでは、答申書の案を消していただきまして、この内容で答申をさせていただきたいと思えます。

本日は市長が別の公務で不在のため、副市長が代理で答申書を受け取られるとのことでございます。この後、副市長がまいりますので、それまでの間、少々休憩とさせていただきます。

（休憩）

事務局（榎本課長）

それでは、宮澤会長から答申書をお渡しいただければと思いますのでお願いいたします。

（会長から副市長に答申書を渡す）

議長（宮澤会長）

それでは答申書の内容について申し上げさせていただきます。

令和5年12月21日付け久国第1426号で諮問がありました、久喜市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例、具体的には国民健康保険税率及び賦課限度額の改正について、答申いたします。

まず1点目の令和6年度久喜市国民健康保険税率の改正についてでございます。

医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせた合計の所得割を、現行11.51%より1.89ポイント引き上げ13.4%に、合計の均等割を現行5万9,100円より4,900円引き上げ6万4,000円といたします。

医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれの内訳については、ここに記載の通りでございます。

次に、2点目の令和6年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額の改正についてでございます。

後期高齢者支援金等分を2万円引き上げ、合計104万円とするものです。

改正時期は、令和6年4月1日とするものです。

なお、附帯意見がございますので裏面をお願いします。

附帯意見

(1) 保険税の収納率の向上、未納者に対する収納対策に取り組み、税収の確保に努めること。
(2) 健康づくりや疾病予防のための効果的な保健事業などを推進し、医療費適正化に努めること。

(3) 国民健康保険の財政基盤の拡充、強化のため、国へ財政支援措置の要望をすること。

以上3点について、あわせて付記いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

酒巻副市長

ただいま、宮澤会長から国民健康保険事業の答申書をお預かりいたしました。

委員の皆さんにおかれましては、お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

お預かりしました答申の通り検討を行い、国民健康保険事業の運営について円滑に進めてまいりますので、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

事務局（榎本課長）

この後、副市長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

（副市長退席）

事務局（榎本課長）

引き続き、宮澤会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

【協議事項】（3）第2期久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期久喜市特定健康診査等実施計画（案）について

議長（宮澤会長）

続きまして、協議事項の（3）第2期久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期久喜市特定健康診査等実施計画案についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（大熊課長補佐兼係長）

（資料4に基づき、説明）

議長（宮澤会長）

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

足立委員

地域包括ケア及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組みのところで、色々な形で地域にフレイル予防を呼びかける動きをしていくということですが、私は今、区長をしているのですが、この取組みについては、各行政区に、区長会等でしっかりとお願いして、地域の集会所等を大いに利用して、どんどん進めていって欲しいと思います。

この計画を見ると、非常に地域が大事になってきますので、どんどん地域にPRすると同時に、お願いしていった方がよいと思います。

今は、団塊の世代が多く、高齢者がとても多い時代ですので、高齢者も、元気な方、それから消極的で人と会うのが苦手な方に分かれてしまっていますので、もっと地域に呼びかければ、みんなで声かける事業はどんどんできますので、お願いしたいと思います。

私も区長をやっていますので、こういう話があれば、自治会、行政区としては皆さんと連携をとって、協力していきたいと思っておりますので、どこの区長さんも皆そういう思いでいると思いますので、呼びかけていただき、成功させていただきたいなと思っております。

議長（宮澤会長）

事務局の方で何かございますか。

事務局（大熊課長補佐兼係長）

足立委員さんのおっしゃる通り、地域への呼びかけや地域からの協力はとても大切だと思いますので、地域との連携を図ってまいりたいと思います。

議長（宮澤会長）

他に何かご意見はございますか。

鈴木委員

63ページの特定保健指導のアウトカムのところ、特定保健指導の実施率を上げていくことは大切なことだと思うのですが、このベースとなる具体的な数値が55ページのところの数値だと思います。ここで、もちろん実施率は大事なわけだけれど、こういう事業で一番大切なのは、対象者数を減らすことだと思います。

ここでの数値の作り方を見ると、特定健診の受診者を増やすという目標があるので、特定健診の受診者数は増加していき、それに対して、特定保健指導の対象者数は、特定健診の受診者数に対象者率の約11%を掛けた数値になっているのですが、これはいかなものかと思います。

特定保健指導の目的の一つに、対象者率を減らすということもあるわけだから、一律に約11%を掛けるのは対象者率を減らせないということになり、少しラフすぎる数字の作

り方だと思えます。対象者数や対象者率については、減らしていくというような計画にしてもいいと考えます。

それから、63ページのアウトカムの特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率のところ、ここでは特定保健指導対象者の減少率が上がっていているわけですが、こちらは特定保健指導を実施したことによって対象者が減るといふふうにはしているのですが、ここについては、このパーセントを出すためのベースとなる数字は持っていますか。この資料に書かれていますか。

事務局（坪井担当主査）

特定保健指導対象者数の推計につきましては、特定健康診査の受診者数に特定保健指導の対象割合をそのまま乗じてしまっておりまして、対象者の減少率を反映させておりませんでした。また、特定保健指導対象者の減少率につきましても、埼玉県から示された令和4年度の現状値が31.3%でしたので、特定保健指導を実施することによって減少率を徐々に上げていきたいということで、割合のみで見込んでしまい、対象者数との整合性をとっておりませんでした。

鈴木委員さんのご意見のとおりと思えますので、対象者数や割合について整合性がとれるように内容を見直しさせていただきたいと思えます。

議長（宮澤会長）

それでは、こちらの議題は継続審議ですので、次回、事務局から説明していただくということよろしいですか。

鈴木委員

はい。

議長（宮澤会長）

他にございますか。

吉野委員さん、医師の立場からご意見等ございますか。

吉野委員

健康事業に関して、私は禁煙の話をよく取り上げて皆様の意見を伺ったりするのですが、東京都や大宮あたりに行っても、久喜市と同様に喫煙率は高いようです。

今では、公共施設など、様々なところに喫煙室が設置してありますけれども、私の提案としては、喫煙室に禁煙に関する情報等をお知らせするボックスを作って、禁煙したいけれど、どうしてもよいか分からない方に情報を発信してみてもどうかと思います。私が病院で禁煙指導をしていた時、相談にこられた方は、禁煙するのにどうしてもよいか分からない方がたくさんいました。

そこで、第一報として喫煙室にそういうボックスを設置して、どこに行けば相談ができますよといった禁煙に関する情報をお知らせして、それが禁煙のきっかけになればいいなと考えておまして、それが私の医師の立場としての提案です。

議長（宮澤会長）

ありがとうございます。今、先生から、久喜市の喫煙率が高いのではないかということで、喫煙率を下げるための提案がございましたので、事務局の方でも検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

後藤先生は、何かご意見等はございますか。

後藤委員

保健指導に関して、歯科ですと、結局、歯磨きということになってくると思うのですが、歯磨きをする意義というのを確実に伝えることが必要であると思います。

まず歯磨きをすることで、歯の健康を保持し、歯周病にならないようにするだけでなく、体にも良い影響があるわけですが、実際、歯周病菌や虫歯菌が口の中から血管に入って、心筋梗塞や認知症などの様々な病気を引き起こす原因となることを伝えることはとても重要であると思います。

歯のためだけではなく、体全ての健康のために歯磨きをしましょうという情報をお伝えることはとても重要であると思いますので、保健事業の中で機会がありましたら、歯科

医師会を通じてでもよいのですが、協力したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤会長）

貴重なご意見ありがとうございます。

歯は大切だと思いますので、事務局の方でも検討していただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

他に何かご質問ございますか。

（質問なし）

議長（宮澤会長）

質問がなければ、第2期久喜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期久喜市特定健康診査等実施計画案についての質疑は以上といたします。

こちらは継続審議となりますので、次回の運営協議会で再度ご意見等をお伺ひしたいと思ひます。

3の議題については以上でございます。

4 その他

議長（宮澤会長）

続きまして次第4その他について、事務局から何かありましたらお願ひします。

事務局（榎本課長）

事務局より事務連絡でございます。

次回の当協議会の開催予定でございますが、3月15日の金曜日に中央保健センター2階の大会議室で開催予定でございます。

いつもと会場が異なりますのでご注意いただければと思ひます。

開催にあたりましては、およそ1か月前に開催通知をお送りし、1週間前までに資料を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご審議いただく内容は本日の継続審議となります。データヘルス計画の議題についてご審議をいただく予定でございます。

5 特定健康診査受診キャンペーン抽選会

事務局（榎本課長）

続きまして、次第5にあります特定健康診査受診キャンペーン抽選会について、説明をさせていただきます。

はじめに、担当の方から抽選の手順について説明をさせていただきます。

事務局（坪井担当主査）

それでは、令和5年度特定健康診査インセンティブ（受診特典）抽選会について説明をさせていただきます。

はじめに、抽選対象者につきましては、令和5年6月1日から令和5年9月30日のキャンペーン期間中に3年以上連続して受診された方、または40歳代で初めて受診された方になります。抽選時に死亡または転出されている方は抽選対象外といたします。

今回の抽選対象者の内訳は次の通りです。

特定健康診査受診キャンペーン期間中の受診者は4,408名で、うち40歳代で初めて受診された方が72名、3年以上連続して受診された方が3,703名でございます。抽選の時点で、死亡または転出されている方が20名いらっしゃいましたので、抽選対象者の総数は3,755名になります。

次に、当選者は、700名で、賞品の内容は、久喜市商工会の共通商品券1,000円分です。

賞品の提供方法につきましては、本日の抽選結果をもとに、2月上旬に賞品を当選者あてに簡易書留にて郵送させていただきます。

抽選方法につきましては、パソコン上に、数字を入れると乱数が変化し、自動的にラン

ダムに抽選を行うプログラムを用意しましたので、本日出席の委員皆様に数字を入力していただき、抽選を行いたいと思います。

なお、入力いただく数字は、お好きな数字で、一人何行入力しても大丈夫です。

委員皆様に数字を入力していただいた後、最後に宮澤会長に入力していただき、当選者を決定いたします。

よろしいでしょうか。

(質問なし)

事務局（坪井担当主査）

それでは、抽選を行いますので、委員の皆様はパソコンの前まで移動をお願いいたします。

(抽選の実施)

事務局（榎本課長）

ありがとうございました。

ただ今、当選者が決定しましたので、当選された700名の方には、2月上旬に簡易書留にて賞品を送らせていただきます。当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

以上で、令和5年度特定健康診査インセンティブ（受診特典）抽選会を終了いたします。

議長（宮澤会長）

それでは、抽選会も無事終わりましたので、本日の議事は、全て終了いたしました。以上で議長の任を解かせていただきたいと存じます。

議事進行にあたり、委員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます、進行役を事務局にお返ししたいと思います。

ありがとうございました。

事務局（榎本課長）

宮澤会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございました。

6 閉会

それでは、閉会にあたりまして、小林副会長より、ごあいさつをいただきたいと存じます。
よろしく願いいたします。

小林副会長

（あいさつ）

事務局（榎本課長）

それでは以上を持ちまして、令和5年度第4回久喜市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日は大変ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年2月8日

署名委員氏名 塚野 由美子

署名委員氏名 平井 勝

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。